

国家公務員給与に係る臨時特例法について

本日、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、来年度から2年間、国家公務員給与を平均で7.8%削減する「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立し、同法附則第12条では、「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とされた。

もとより地方の行政運営に関わる事項は、国が指示すべきものではなく、地方自らの判断に基づくものでなければならない。これまで地方は、地域の実情や厳しい財政状況等を踏まえ、独自の給与削減や定員削減を断行する等、国に先んじて行財政改革を実施してきたところであり、また、被災地へのきめ細かな職員派遣等の継続した支援に加え、全国的な防災・減災事業の財源を自ら確保する等の取り組みを行っている。

このため、地方交付税や義務教育費国庫負担金を減額するなど、国が地方に対し給与削減を実質的に強制することは、附則第12条の立法の経緯を踏まえれば、決してあってはならないものである。

地方は、地域主権改革の理念に則り、自らの判断に基づいた自主的な取り組みを通して、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に取り組み、地方の責任を果たしていく。

平成24年2月29日

地方六団体

全国知事会会長 山田 啓二

全国都道府県議会議長会会長 山本 教和

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会会長 関谷 博

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正